

平成 26 年

奈良市議会 6 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 14 号	継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書並びに予算繰越計算書の報告について……………	1
〳 第 15 号	株式会社奈良市清美公社の経営状況の報告について……………	14
〳 第 16 号	奈良市市街地開発株式会社の経営状況の報告について……………	26
〳 第 17 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況の報告について……………	34
〳 第 18 号	一般財団法人奈良市総合財団の経営状況の報告について……………	47
〳 第 19 号	市長専決処分の報告について……………	63
〳 第 20 号	市長専決処分の報告について……………	72
〳 第 21 号	市長専決処分の報告について……………	76
〳 第 22 号	市長専決処分の報告について……………	78
〳 第 23 号	市長専決処分の報告について……………	80
〳 第 24 号	市長専決処分の報告について……………	82
〳 第 25 号	市長専決処分の報告について……………	84
奈良市議案第 67 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	86
〳 第 68 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	91
〳 第 69 号	平成 26 年度奈良市一般会計補正予算（第 1 号）……………	93
〳 第 70 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	105
〳 第 71 号	奈良市税条例等の一部改正について……………	106
〳 第 72 号	奈良市立保育所設置条例の一部改正について……………	112
〳 第 73 号	奈良市立応急診療所条例の一部改正について……………	113
〳 第 74 号	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の一部改正について……………	114
〳 第 75 号	奈良市営住宅条例の一部改正について……………	115
〳 第 76 号	奈良市改良住宅条例の一部改正について……………	117
〳 第 77 号	奈良市火災予防条例の一部改正について……………	118

奈良市議案第 78 号	財産の取得について……………	121
〃 第 79 号	工事請負契約の一部変更について……………	122
〃 第 80 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の 住居表示の方法について……………	123
〃 第 81 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の 住居表示の方法について……………	125
〃 第 82 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の 住居表示の方法について……………	127
奈良市諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	129

継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書
並びに予算繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項、地方公営企業法第26条第3項並びに同法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、次の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成25年度奈良市一般会計継続費繰越計算書
- 2 平成25年度奈良市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 3 平成25年度奈良市下水道事業費特別会計繰越明許費繰越計算書
- 4 平成25年度奈良市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 5 平成25年度奈良市病院事業会計継続費繰越計算書
- 6 平成25年度奈良市病院事業会計予算繰越計算書
- 7 平成25年度奈良市水道事業会計継続費繰越計算書
- 8 平成25年度奈良市水道事業会計予算繰越計算書

平成25年度奈良市一般会計

款	項	事業名	継続費 の 総 額	平成25年度継続費	
				予 計 上 算 額	前 年 度 繰 越 額
			円	円	円
2.総務費	3.徴税費	固定資産路線価付 設業務	109,981,000	60,934,000	600
9.土木費	4.都市計画費	都市計画マスター プラン策定	9,953,000	2,000,000	3,650,500
合 計			119,934,000	62,934,000	3,651,100

継続費繰越計算書

予 算 現 額	支 出 済 額 及 び 支 出 見 込 額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				繰 越 金	特 定 財 源		
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円	円
60,934,600	60,933,600	1,000	1,000	1,000			
5,650,500	3,780,000	1,870,500	1,870,500	841,500	④ 1,029,000		
66,585,100	64,713,600	1,871,500	1,871,500	842,500	1,029,000		

平成 26 年 6 月 9 日 提 出

奈 良 市 長 仲 川 元 庸

平成25年度奈良市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎等施設整備事業	190,302,000	189,207,000
		スポーツ施設整備事業	103,000,000	103,000,000
	2. 企画費	交通環境整備経費	1,696,000	1,696,000
		文化振興施設整備事業	68,500,000	68,500,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	環境改善施設整備事業	9,000,000	9,000,000
	2. 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	616,907,000	615,821,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	12,000,000	10,420,000
	3. 清掃費	クリーンセンター建設計画策定経費	6,000,000	—
6. 農林水産業費	1. 農林費	治山費	4,700,000	3,732,000
8. 観光費	1. 観光費	奈良のシカ生育状況調査経費	1,304,000	1,304,000
		観光施設整備事業	91,773,000	91,773,000
9. 土木費	1. 土木管理費	公営住宅明渡請求訴訟経費	800,000	800,000
		2. 道路橋梁費	道路ストック調査経費	31,000,000
		道路橋梁新設改良事業	457,000,000	350,385,000
	3. 河川費	河川維持補修経費	4,714,000	4,714,000
		河川堤防改修事業	82,428,000	82,428,000
	4. 都市計画費	歴史的風致維持向上計画策定経費	4,620,000	4,620,000
		街路事業	580,680,000	422,280,000
		公園事業	30,000,000	30,000,000
5. 住宅費	公営住宅整備事業	24,500,000	24,500,000	

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	① 8,790,000	161,800,000	② 3,400,000	15,217,000
	① 34,333,000	68,600,000		67,000
				1,696,000
	① 29,800,000	38,700,000		—
				9,000,000
	① 16,268,000 ② 113,286,000	486,100,000		167,000
				10,420,000
				—
	③ 2,799,000	300,000	④ 560,000	73,000
				1,304,000
	① 32,785,000	58,800,000		188,000
				800,000
	① 15,345,000			12,555,000
	① 117,001,000	233,200,000		184,000
				4,714,000
		82,400,000		28,000
	① 2,310,000			2,310,000
	① 199,678,000	191,900,000	⑤ 30,000,000	702,000
	① 15,000,000	15,000,000		—
	① 12,000,000	12,500,000		—

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	
			円	円	
10. 消防費	1. 消防費	消防施設整備事業	32,106,000	32,106,000	
11. 教育費	2. 小学校費	小学校施設整備事業	979,200,000	963,800,000	
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	870,356,000	870,356,000	
	4. 高等学校費	高等学校施設整備事業	139,000,000	139,000,000	
	5. 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	279,500,000	279,500,000	
	6. 社会教育費		指定文化財補助経費	3,750,000	3,750,000
			世界遺産包括の保存管理計画策定経費	5,400,000	5,400,000
			社会教育施設整備事業	21,000,000	12,284,000
7. 保健体育費		給食設備整備経費	2,363,000	2,363,000	
12. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農林業用施設災害復旧事業	23,600,000	18,427,000	
	2. 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	21,660,000	20,410,000	
合		計	4,698,859,000	4,389,476,000	

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
		8,300,000		23,806,000
	③ 348,011,000	615,600,000		189,000
	③ 314,851,000	554,500,000		1,005,000
	③ 45,199,000	90,700,000		3,101,000
	③ 99,855,000	179,500,000		145,000
				3,750,000
				5,400,000
				12,284,000
		1,600,000		763,000
241,730	③ 15,592,000	2,100,000	④ 337,000	156,270
	③ 13,613,000	6,700,000		97,000
241,730	1,436,516,000	2,808,300,000	34,297,000	110,121,270

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

平成25年度奈良市下水道事業費

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1. 下水道事業費	2. 下水管渠費	下水管渠布設事業	273,100,000	254,445,000
		下水処理場整備事業	45,000,000	43,977,000
	大和川流域 3. 下水道整備事業費	大和川流域下水道整備事業	47,100,000	47,100,000
2. 農業集落排水事業費	1. 農業集落排水費	農業集落排水処理施設維持補修経費	1,300,000	887,000
	2. 農業集落排水施設整備費	農業集落排水施設整備事業	110,000,000	110,000,000
合 計			476,500,000	456,409,000

平成25年度奈良市土地区画整理事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	136,100,000	133,600,000
2. J R奈良駅南地区土地区画整理事業費	1. J R奈良駅南地区土地区画整理事業費	J R奈良駅南地区土地区画整理事業	40,400,000	37,757,000
合 計			176,500,000	171,357,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	⑨ 95,103,000	159,300,000		42,000
	⑨ 21,988,000	21,900,000		89,000
		47,100,000		—
				887,000
	⑨ 55,000,000	55,000,000		—
	172,091,000	283,300,000		1,018,000

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
		133,600,000		—
	⑨ 4,929,000	32,800,000		28,000
	4,929,000	166,400,000		28,000

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成25年度奈良市病院事業会計

款	項	事業名	継続費 の総額	平成25年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 通次繰越額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費	市立 奈良病院 建設事業	6,400,000,000	1,833,000,000	2,974,223,000	4,807,223,000

平成25年度奈良市病院事業
地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	市立奈良病院 建設事業	2,000,000	583,000	1,417,000
合 計			2,000,000	583,000	1,417,000

継続費繰越計算書

支払義務発生額 (見込額)	残 額	翌 年 度 繰 越 額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額を卸入額に要する資産の購入限度額
			企 業 債	繰越工事資金	損益勘定留保資金	
円	円	円	円	円	円	円
3,828,674,000	978,549,000	978,549,000	934,400,000	44,100,000	49,000	

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

会計予算繰越計算書 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	
1,400,000	17,000	0		予定外の業務発生による工事遅延のため
1,400,000	17,000	0		

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成25年度奈良市水道事業会計

款	項	事業名	継続費額の総額	平成25年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度通次繰越額	計
1. 資本的支出	2. 施設費	緑ヶ丘浄水場排水処理施設改良工事	1,680,000,000	325,500,000	48,300,000	373,800,000
合計			1,680,000,000	325,500,000	48,300,000	373,800,000

平成25年度奈良市水道事業
地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	2. 施設費	配水施設事業	103,581,000	46,799,159	30,518,000
	3. 配水施設改良費	受託配水管改良事業	221,933,000	87,092,789	15,582,000
合計			325,514,000	133,891,948	46,100,000

継続費繰越計算書

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度通次 繰越額	翌年度通次繰越額に 係る財源内訳	
			損益勘定留保資金	翌年度通次繰越額に 係る繰越を要するたな 卸資産の購入限度額
円	円	円	円	円
204,498,000	169,302,000	169,302,000	169,302,000	
204,498,000	169,302,000	169,302,000	169,302,000	

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

会計予算繰越計算書 規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
受託負担金	繰越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
	9,005,850	21,512,150	26,263,841		地元調整に時間を要したため
6,994,000		8,588,000	119,258,211		随伴工事遅延のため
6,994,000	9,005,850	30,100,150	145,522,052		

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

株式会社奈良市清美公社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の経営状況を次のとおり報告する。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成25年度事業報告書

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

1. 事業概要

株式会社奈良市清美公社は、公共への奉仕をモットーに積極的に生活環境の保全と美化の推進に寄与するために、奈良市等からの受託事業として、し尿収集運搬、公園・広場等の清掃、建物清掃、ごみ収集運搬、犬・猫等動物の捕獲運搬及び飼育等の業務を実施しました。

一方、受託外事業として、浄化槽の清掃・保守点検、雑排水管洗浄の業務を積極的な企業運営により行いました。

2. 主要な事業内容

当社の主要な事業は次のとおりです。

(受託事業)

- し尿収集運搬及び手数料徴収業務
- 公園・広場、公衆便所、地下道等の清掃に関する業務
- 施設の建物清掃に関する業務
- 家庭ごみ、再生資源、発泡スチロール製食品トレイの各収集運搬、焼却灰・非鉄の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(受託外事業)

- 浄化槽の清掃・保守点検、雑排水管洗浄に関する業務

3. 各業務の実施事項

(受託業務)

(1) し尿収集運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第6条の2の規定を遵守し、一般家庭及び事業所等のし尿汲み取りを実施しました。

・ 汲み取り件数	年 間	20,968件
	月平均	1,747件
・ 職 員		12名
・ 車 両		6台

(2) し尿汲取手数料徴収業務

し尿汲取手数料の徴収業務を、社員で行いました。さらに、効率的な集金体制を確立するため金融機関口座振替制度のより一層の充実に努めました。

(3) 公園・広場、公衆便所、地下道等の各清掃業務

公園緑地の清掃（草刈り、樹木のせん定、遊具の塗装を含む）、広場等の清掃、街路樹のかん水を実施しました。また、公衆便所の清掃・管理及び地下道等清掃の各業務を実施しました。

・ 公 園 広 場 緑 地		556か所
・ 樹 木 の か ん 水		6路線
・ 公 衆 便 所		2か所
・ 地 下 道 等		6か所
・ 草 刈 り		9か所
・ 職 員		10名
・ 車 両		8台

(4) 建物清掃業務

環境清美センター内事務厚生棟、同駐車場棟、環境清美工場、奈良市写真美術館、福祉政策課分室、奈良町からくりおもちゃ館、奈良市音声館の清掃業務を実施しました。

・ 清 掃 施 設		7施設
・ 職 員		8名
・ 車 両		1台

(5) 家庭ごみ、再生資源、発泡スチロール製食品トレイの各収集運搬業務、焼却灰・非鉄運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定を遵守し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パックの収集運搬業務を実施しました。また、公民館等の公共施設を拠点に回収された発泡スチロール製食品トレイの収集運搬業務、環境清美工場より排出される焼却灰・非鉄の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務を実施しました。

• ごみ、再生資源	
東 部 地 域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川・精華・高円山離宮・鉢伏の各地区）	2, 513戸
中 高 層 住 宅（都市再生機構等）	10, 884戸
月ヶ瀬・都祁地域	2, 594戸
市街地家庭系ごみ	18, 814戸
• 食 品 ト レ イ	30か所
• 町内清掃・不法投棄ごみ	11回
• 職 員	29名
• 車 両	24台

（受託外業務）

(1) 浄化槽・保守点検、雑排水管洗浄業務

浄化槽清掃業務は「浄化槽法」第35条の規定により奈良市長の許可を受け、また、保守点検業務は「浄化槽法」第48条の規定により奈良県知事に登録し、排水管高圧洗浄業務とともに実施しました。

• 浄 化 槽 清 掃	4, 655件
• 保 守 点 検	3, 949件
• 高 圧 洗 浄	72件
• 職 員	7名
• 車 両	11台

貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【420,231,490】	【流動負債】	【54,477,569】
現金・預金	343,193,007	未払金	29,666,631
未収入金	16,937,028	未払法人税等	6,847,000
受託事業未収金	53,893,095	前受金	6,000
手数料未収金	3,279,886	預り金	5,760,214
貯蔵品	2,629,693	仮受金	316,838
前払費用	733,661	手数料未払金	3,279,886
貸倒引当金	△434,880	未払消費税	8,601,000
		【固定負債】	【251,825,389】
		退職給与引当金	251,825,389
		負債合計	306,302,958
【固定資産】	【169,797,102】	純 資 産 の 部	
(有形固定資産)	(158,122,869)	【株主資本】	【283,725,634】
建物	87,996,050	資本金	10,000,000
建物付属設備	6,861,009	(利益剰余金)	(273,725,634)
構築物	1,425,480	その他利益剰余金	273,725,634
機械器具	57,536	任意積立金	70,000,000
車両運搬具	11,322,748	繰越利益剰余金	203,725,634
什器備品	8,153,793		
電話設備	343,453		
土地	41,962,800		
(無形固定資産)	(5,641,336)		
電話加入権	309,500		
地役権	300,000		
ソフトウェア	5,031,836		
(投資その他の資産)	(6,032,897)		
出資金	1,430,000		
長期貸付金	4,149,937		
保証金	10,000		
リサイクル預託金	442,960		
		純資産合計	283,725,634
資産合計	590,028,592	負債・純資産合計	590,028,592

損 益 計 算 書

自 平成 2 5 年 4 月 1 日

至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
【売上高】		
受 託 事 業 収 入	538,274,783	
浄 化 槽 収 入	86,575,287	
高 圧 洗 浄 収 入	1,439,611	626,289,681
【売上原価】		
事 業 直 接 原 価	488,079,439	488,079,439
売 上 総 利 益 金 額		138,210,242
【販売費及び一般管理費】		110,335,946
営 業 利 益 金 額		27,874,296
【営業外収益】		
受 取 利 息	265,630	
受 取 配 当 金	5,200	
雑 収 入	458,286	729,116
【営業外費用】		
雑 損 失		1,120
経 常 利 益 金 額		28,602,292
【特別利益】		0
【特別損失】		
資 産 廃 棄 損	934,968	
貸 倒 損 失	90,229	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	14,978	
退 職 給 与 引 当 金 繰 入 損	15,207,441	16,247,616
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		12,354,676
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		10,220,516
当 期 純 利 益 金 額		2,134,160

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成 2 5 年 4 月 1 日

至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

株主資本		
資本金	前期末残高及び当期末残高	<u>10,000,000</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
任意積立金	前期末残高及び当期末残高	<u>70,000,000</u>
繰越利益剰余金	前期末残高	201,591,474
	当期変動額当期純利益金額	<u>2,134,160</u>
	当期末残高	<u>203,725,634</u>
利益剰余金合計	前期末残高	271,591,474
	当期変動額	<u>2,134,160</u>
	当期末残高	<u>273,725,634</u>
株主資本合計	前期末残高	281,591,474
	当期変動額	<u>2,134,160</u>
	当期末残高	<u>283,725,634</u>
純資産合計	前期末残高	281,591,474
	当期変動額	<u>2,134,160</u>
	当期末残高	<u>283,725,634</u>

財 産 目 録

平成26年3月31日現在

科 目	明 細	合 計
	円	円
【流動資産】		【420,231,490】
現 金		240,000
預 金		342,953,007
	当座預金	0
	南都銀行本店	0
	普通預金	180,842,852
	南都銀行本店	139,098,474
	奈良信用金庫奈良支店	23,030,894
	りそな銀行新奈良営業部	8,277,706
	ゆうちょ銀行（振替口座）	4,945,682
	奈良県農協奈良市柏木支店	5,490,096
	定期預金	162,110,155
	南都銀行本店	15,000,000
	奈良信用金庫奈良支店	20,000,000
	りそな銀行新奈良営業部	15,000,000
	奈良県農協本店	30,000,000
	近畿労働金庫奈良支店	32,110,155
	三菱東京UFJ銀行奈良支店	10,000,000
	みずほ銀行奈良支店	20,000,000
	三井住友銀行奈良支店	10,000,000
	ゆうちょ銀行	10,000,000
受託事業未収金		53,893,095
	し尿収集運搬業務	12,700,000
	中高層住宅ごみ収集運搬業務	7,372,470
	東部地域・精華地域等ごみ収集運搬業務	2,139,900
	月ヶ瀬・都祁ごみ収集運搬業務	2,977,380
	市街地家庭系ごみ収集運搬業務	6,499,810
	大型・有害ごみ収集運搬業務	1,247,920
	東部地域再生資源収集運搬業務	1,048,000
	中高層住宅再生資源収集運搬業務	1,825,500
	環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務	586,500
	発泡スチロール製食品トレイ収集運搬業務	291,000

科 目	明 細	合 計
	円	円
	町内清掃及び不法投棄一般廃棄物収集運搬業務	71,400
	アダプトプログラム一般廃棄物収集運搬業務	109,997
	焼却灰運搬業務	1,033,432
	非鉄運搬業務	1,037,853
	公園広場等清掃業務	10,314,000
	公衆便所管理業務	124,110
	地下道等清掃業務	866,250
	環境清美センター事務厚生棟及び駐車場棟清掃業務	764,000
	環境清美工場清掃業務	1,237,240
	奈良市音声館清掃業務	63,000
	犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務	1,583,333
手 数 料 未 収 金		3,279,886
	現年度分汲取手数料未収金	3,080,704
	平成24年度分	56,520
	平成23年度分	51,926
	平成22年度分	27,346
	平成21年度分	63,390
未 収 金		16,937,028
	浄化槽収入未収金	16,661,718
	高压洗浄収入未収金	275,310
前 払 費 用		733,661
	自動車保険料他未経過分	733,661
貸 倒 引 当 金		△434,880
	貸倒見込額としての当期損金額	△434,880
貯 蔵 品		2,629,693
	浄化槽維持管理用部品外期末在庫品	2,629,693
【固定資産】		【169,797,102】
(有形固定資産)		(158,122,869)
土 地		41,962,800
	奈良市大安寺西三丁目10番21号外8筆	41,962,800
建 物		87,996,050
	事務所鉄筋コンクリート造3階建	87,996,050

科 目	明 細	合 計
		円
建 物 設 備		円
	電気設備 その他	6,861,009
構 築 物		1,425,480
	給油設備 その他	1,425,480
機 械 器 具		57,536
	コンプレッサー その他	57,536
車 両 運 搬 具		11,322,748
	バキューム車 13台	1,487,213
	パッカー車 17台	9,137,769
	トラック及びダンプ 10台	372,514
	タンクローリー 1台	1
	軽四バン他 7台	325,246
	事務用車 2台	5
什 器 備 品		8,153,793
	エアコン その他	8,153,793
電 話 設 備		343,453
	電話設備	343,453
(無形固定資産)		(5,641,336)
電 話 加 入 権		309,500
	電話加入料	309,500
地 役 権		300,000
	道路永代使用料	300,000
ソ フ ト ウ ェ ア		5,031,836
	年末調整システム他	5,031,836
(投資その他の資産)		6,032,897
出 資 金		1,430,000
	奈良信用金庫への出資金	130,000
	奈良県ビルメンテナンス協同組合への出資金	1,300,000
長 期 貸 付 金		4,149,937
	社員互助会の厚生資金	2,500,000
	社員マイホームの建設資金	1,649,937
保 証 金		10,000
	酸素ボンベ使用保証金	10,000
リサイクル預託金		442,960
	車両リサイクル料金	442,960
資 産 合 計		590,028,592

科 目	明 細	合 計
		円
【流 動 負 債】		円
未 払 法 人 税 等		【54,477,569】
		6,847,000
未 払 消 費 税	未払法人県民税及び市民税納付分	6,847,000
		8,601,000
手 数 料 未 払 金	仮受消費税納入分	8,601,000
		3,279,886
未 払 金	受託事業（し尿汲取手数料）の 奈良市への納入未済金	3,279,886
		29,666,631
仮 受 金	作業車の軽油代外買掛金	29,666,631
		316,838
預 り 金	し尿汲取手数料等の銀行振込金の うち未整理分	316,838
		5,760,214
前 受 金	3月分健康（厚生年金）保険料	3,896,623
	3月分市・県民税	1,329,200
	3月分源泉徴収税	534,391
		6,000
前 受 金	電柱敷地使用料	6,000
【固 定 負 債】		【251,825,389】
退 職 給 与 引 当 金	退職給与引当損としての計上額	251,825,389
負 債 合 計		306,302,958
差 引 正 味 財 産		283,725,634

役 員

(平成26年3月31日現在)

代表取締役	葛 原 克 巳	
取 締 役	西 山 良 次	(非常勤)
取 締 役	乾 一 太 郎	
取 締 役	中 久 保 晃 一	
監 査 役	岩 井 秀 臣	(非常勤)
監 査 役	藤 永 明 範	(非常勤)

奈良市市街地開発株式会社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成25年度事業報告書

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

事業概要

当社は、奈良市内において再開発事業により設置されました市営駐車場の施設管理及び商業床の管理運営等、またこれらに付帯する事業を行ってまいりました。

当期の経済状況は、全般的には景気回復がみられるものの、地方景気や個人消費等には格差やばらつきも多く、このような情勢のもと懸命に努めてまいりました。

当期の業績につきましては、売上高として222,026,426円で、経常損失は1,805,578円となりました。

今後におきましても、厳しい経済状況が続くものと予想されますが、テナント誘致、経営改善はもちろん各事業において業績の確保に取り組み、業績の維持向上のため更なる努力をしてまいる所存であります。

主要な事業内容

当社の主要な事業は、奈良市市街地再開発地区における市営駐車場、商業床等の施設管理及びこれらに付帯する事業であり、今期の主な事業は次のとおりです。

- 奈良市営J R奈良駅第1駐車場の施設管理
- 奈良市営J R奈良駅第2駐車場の施設管理
- なら100年会館地下駐車場の施設管理
- J R奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理経営
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合の業務代行
- 奈良市営西部会館駐車場の施設管理
- 前各号の関連又は付帯業務等

貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【260,145,277】	【流動負債】	【140,251,257】
現金及び預金	241,067,624	未払金	100,916,600
未収入金	12,047,457	未払外注費	7,297,175
前払費用	5,823,196	未払費用	2,138,838
預け金	1,207,000	前受金	3,531,707
		仮受金	117,500
		売上預り金	25,952,937
		未払法人税等	296,500
【固定資産】	【26,288,085】	【固定負債】	【29,331,643】
(有形固定資産)	(25,844,085)	預り保証金	29,331,643
建物	17,762,024	負債の部計	169,582,900
建物附属設備	16,447,976		
車両運搬具	794,915	純資産の部	
什器備品	150,477	【株主資本】	【116,850,462】
減価償却累計額	△9,311,307	[資本金]	[100,000,000]
(無形固定資産)	(394,000)	[資本剰余金]	[18,656,040]
電話加入権	394,000	(その他資本剰余金)	(18,656,040)
(投資その他の資産)	(50,000)	[利益剰余金]	[△1,805,578]
保証金	50,000	(その他利益剰余金)	(△1,805,578)
		繰越利益剰余金	△1,805,578
		(うち当期純損失)	(1,805,578)
		純資産の部計	116,850,462
資産の部計	286,433,362	負債・純資産の部計	286,433,362

損 益 計 算 書

自 平成 2 5 年 4 月 1 日

至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

科 目	金	額
		円
【売上高】		
売上高	222,026,426	222,026,426
売上総利益		222,026,426
【販売費及び一般管理費】		223,962,971
営業損失		1,936,545
【営業外収益】		
受取利息	157,722	
雑収入	338,745	496,467
【営業外費用】		
雑損失	69,000	69,000
経常損失		1,509,078
税引前当期純損失		1,509,078
法人税等充当額		296,500
当期純損失		1,805,578

株主資本等変動計算書

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

(単位：円)

		前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高	
株主資本	資本金	300,000,000	△200,000,000		△200,000,000	100,000,000	
	資本剰余金	資本準備金					
		他資本金 剰余金		18,656,040		18,656,040	18,656,040
	利益剰余金	利益準備金					
		他利益 剰余金	△81,343,960	81,343,960	△1,805,578	79,538,382	△1,805,578
	自己株式						
	株主資本合計		218,656,040	△100,000,000	△1,805,578	△101,805,578	116,850,462
評価・換算差額等 合計							
新株予約権							
純資産合計		218,656,040	△100,000,000	△1,805,578	△101,805,578	116,850,462	
利益剰余金の内訳	繰越利益 剰余金	△81,343,960	81,343,960	△1,805,578	79,538,382	△1,805,578	
	利益剰余金 合計	△81,343,960	81,343,960	△1,805,578	79,538,382	△1,805,578	

財 産 目 録

平成26年3月31日現在

科 目	明 細	合 計
		円
(流動資産)		(260,145,277)
現 金		4,354,835
	4,354,835	
預 金		236,712,789
	普通預金	125,025,709
	南都銀行市役所出張所	
	定期預金	111,687,080
	南都銀行市役所出張所	
未 収 入 金		12,047,457
	受託料未収分	12,047,457
前 払 費 用		5,823,196
	地代家賃他	5,823,196
預 け 金		1,207,000
	両替金	1,207,000
(固定資産)		(26,288,085)
有 形 固 定 資 産		25,844,085
建 物	店舗区画形成	17,762,024
建 物 附 属 設 備	空調設備他	16,447,976
車 両 運 搬 具	スズキアルト	794,915
什 器 備 品	パソコン他	150,477
減価償却累計額		△9,311,307
無 形 固 定 資 産		394,000
電 話 加 入 権	電話加入料	394,000
投 資 他 の 資 産		50,000
保 証 金	契約保証金	50,000
資 産 合 計		286,433,362

科 目	明 細	合 計
(流動負債)		円
未 払 金		(140,251,257)
	減資、消費税	100,916,600
未 払 外 注 費		7,297,175
	3月分外注費	7,297,175
未 払 費 用		2,138,838
	光熱水費他	2,138,838
前 受 金		3,531,707
	4月分賃料他	3,531,707
仮 受 金		117,500
	互助会補助券	117,500
売 上 預 り 金		25,952,937
	テナント売上金他	25,952,937
未 払 法 人 税 等		296,500
	当期法人事業税等	296,500
(固定負債)		(29,331,643)
預 り 保 証 金		29,331,643
	契約保証金	29,331,643
負 債 合 計		169,582,900
差 引 正 味 財 産		116,850,462

役 員

(平成26年3月31日現在)

取締役社長	津	山	恭	之	(非常勤)
取締役	森		誠	康	(非常勤)
取締役	向	井	淳	治	(非常勤)
取締役	南		善	嗣	(非常勤)
取締役	小	林	裕	昌	(非常勤)
取締役	西	村	元	秀	(非常勤)
監査役	藤	永	明	範	(非常勤)

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況を次のとおり報告する。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成25年度事業報告書

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

1 事業概要

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的として、また、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えるため、以下のとおり実生活に役立つ教育・学術・文化に関する各種の社会教育・生涯学習事業を行い、市民が心身ともに健康かつ豊かな生活を送ることができる機会を提供した。

さらに、市民の立場に立った施設運営を行うとともに、地域における「学びの場」・「地域づくりの拠点」としての機能を強化し、自己学習・相互学習・家庭教育の場として、市民の学習活動を促進した。また、自主グループを育成し学びの成果を生かせる場を提供するとともに、地域の学校や各種の活動団体、関係各課・機関との連携を図りつつ、地域の課題解決に向けての支援に努めた。

加えて、公民館運営についての評価・研究を行い、公民館の充実に努めた。また、各種事業の企画・運営に職員のもつ特技を生かし、経費削減につなげた。

2 事業実施内容

(1) 協定事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開した。

① 公民館事業

生涯学習センター・公民館の活性化と市民への多様な学習機会の提供を図り、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行った。また、各施設・地域の特長を生かすとともに、すべての施設において高齢者・男女・青少年・家庭教育・共生の5重点分野の事業を開催することにより、施設ごとの偏りを軽減し、奈良市全域で充実した事業展開を行った。

- 01 教養・文化・国際交流に関する事業 46件 7,140人
「古典文学講座」「生涯学習セミナー」「スペインの食文化を学ぼう!」
「すこやか歴史サロン～平城宮跡の謎に迫る～」 「登美南歴史散策」 他
- 02 教育・福祉・人権に関する事業 78件 11,417人
「こどもを守るスマホ・ケータイ講座」「文月トーク～詩が開いた心の扉～」
「わくわく!チョウさがし隊～春・夏編～」 「老春塾」「女性セミナー」 他
- 03 芸術・芸能に関する事業 85件 7,923人
「ちびっ子シネマまつり!」「童話を楽しむ会」「春のぷちフェスタ」
「月ヶ瀬文化芸能の集い」「デッサンに挑戦」「伝承折り紙講習会」 他
- 04 科学・情報・産業技術に関する事業 34件 2,620人
「二名星空教室」「めざせ!虫博士」「お父さんとかがくで遊ぼう!」
「初心者のためのパソコン入門」「エクセル2010入門講座」 他
- 05 家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業 96件 20,673人
「生涯学習フェスタ2014」「夜のこわいおはなし会」「親子でトマトプロジェクト」
「子育て力アップ講座～気持ちラクちん♡ゆったり育児～」 「男の家事道」他
- 06 健康・衛生・環境に関する事業 47件 11,490人
「ストレッチ教室」「そこが知りたい!家庭の医学」「田原まち創り講座」
「こどもを守る防災セミナー」「シニア健康料理講座」 他
- 07 体育・スポーツ・レクリエーションに関する事業 27件 1,786人
「お勤め帰りのマイケルダンサーズ」「奈良きたまち健康ウォーク」「幼稚園
帰りの体育あそび」「まるまる一日デイキャンプin都祁」 他

② 公民館管理運営事業

地域の拠点である公民館の機能強化と、市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行った。

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	延床面積	3,588㎡
奈良市立中部公民館	延床面積	4,359㎡
奈良市立西部公民館	延床面積	3,337㎡
奈良市立南部公民館	延床面積	980㎡
奈良市立三笠公民館	延床面積	752㎡
奈良市立田原公民館	延床面積	550㎡
奈良市立富雄公民館	延床面積	701㎡
奈良市立柳生公民館	延床面積	335㎡
奈良市立若草公民館	延床面積	750㎡
奈良市立登美ヶ丘公民館	延床面積	599㎡
奈良市立興東公民館	延床面積	429㎡
奈良市立春日公民館	延床面積	543㎡
奈良市立二名公民館	延床面積	501㎡
奈良市立京西公民館	延床面積	538㎡
奈良市立平城西公民館	延床面積	499㎡
奈良市立伏見公民館	延床面積	516㎡
奈良市立富雄南公民館	延床面積	504㎡
奈良市立平城公民館	延床面積	571㎡
奈良市立飛鳥公民館	延床面積	501㎡
奈良市立都跡公民館	延床面積	518㎡
奈良市立登美ヶ丘南公民館	延床面積	500㎡
奈良市立平城東公民館	延床面積	500㎡
奈良市立月ヶ瀬公民館	延床面積	1,846㎡
奈良市立都祁公民館	延床面積	425㎡

(2) 自主事業

外部資金による事業や、奈良市の関連諸施策と連動した事業など、以下の5分類にわたり事業を開催した。これにより、市民の生活環境の向上や学習機会の拡大、事業内容の充実を図ることができた。また、当財団の取り組みをより多くの人々にPRす

るとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かして10件の講師派遣等を行った。

01	教養・文化・国際交流に関する事業 「奈良ひとまち大学」	1件	905人
02	教育・福祉・人権に関する事業 奈良市家庭教育講演会「叱らず、問いかける～子どもをぐんぐん伸ばす対話力～」 奈良市家庭教育講演会「ママも子どもも♪笑顔になるおかたづけ」	2件	123人
03	芸術・芸能に関する事業 ムジークフェストなら2013「レッツ・ゴー！リコーダー！」 ムジークフェストなら2013「ジャズとラテンそしてちょっぴり歌謡曲」 ムジークフェストなら2013「アルハンブラの思い出」 ムジークフェストなら2013「口笛コンサート&健康くちぶえ体操」 ムジークフェストなら2013「ququRi ーククリーの歌とピアノと絵本ショー」 ムジークフェストなら2013「歌声が町にやってくる！」	6件	710人
04	科学・情報・産業・技術に関する事業 スター・ウィーク2013助成イベント「星空教室」	1件	34人
05	家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業 奈良市子育てスポット事業「おやこひろば」 奈良市子育てスポット事業「子育てママのひととき」 奈良市子育てスポット事業「とみがおか すくすくサロン」 奈良市子育てスポット事業「なかよしクラブ」 奈良市子育てスポット事業「子育てのんびり空間」 奈良市子育てスポット事業「二名すくすく水よう日」 奈良市子育てスポット事業「ぶよ☆ぶよの会」 奈良市子育てスポット事業「平城西びよびよひろば」 奈良市子育てスポット事業「富雄南とつとこ広場」 奈良市子育てスポット事業「おやこふれあいひろば」 奈良市子育てスポット事業「みあと子育てサロン」	11件	5,516人

(3) その他

奈良市が文部科学省委託事業として実施した「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム『地域育ち☆親と子の支援プロジェクト』」において、二名公民館をモデルとし、地域団体や関係者による企画推進委員会を設立、ふりかえり委員会を組織して、学習支援プログラム開発の共同研究を推進した。

貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	46,254,275	53,437,367	△ 7,183,092
未収金	233,740	156,570	77,170
流動資産合計	46,488,015	53,593,937	△ 7,105,922
2. 固定資産			
基本財産			
定期預金	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
その他固定資産			
リース資産	3,407,040	0	3,407,040
その他固定資産合計	3,407,040	0	3,407,040
固定資産合計	53,407,040	50,000,000	3,407,040
資産合計	99,895,055	103,593,937	△ 3,698,882
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	25,391,892	30,338,816	△ 4,946,924
預り金	2,497,558	23,255,121	△ 20,757,563
賞与引当金	18,598,565	0	18,598,565
リース債務	851,760	0	851,760
流動負債合計	47,339,775	53,593,937	△ 6,254,162
2. 固定負債			
リース債務	2,555,280	0	2,555,280
固定負債合計	2,555,280	0	2,555,280
負債合計	49,895,055	53,593,937	△ 3,698,882
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	50,000,000	50,000,000	0
指定正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	50,000,000	50,000,000	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0
負債及び正味財産合計	99,895,055	103,593,937	△ 3,698,882

収 支 計 算 書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業活動収入	551,952,950	551,472,242	480,708
基本財産運用収入	70,000	39,689	30,311
基本財産利息収入	70,000	39,689	30,311
協定事業収入	546,420,900	546,121,072	299,828
指定管理受託収入	546,000,000	545,700,172	299,828
講座受講料収入	420,900	420,900	0
自主事業収入	5,037,050	5,037,050	0
講師派遣収入	248,300	248,300	0
事業受託収入	4,471,000	4,471,000	0
助成金収入	317,750	317,750	0
雑収入	425,000	274,431	150,569
受取利息	25,000	20,801	4,199
雑収入	400,000	253,630	146,370
事業活動収入計	551,952,950	551,472,242	480,708
2. 事業活動支出			
事業費支出	538,015,494	537,633,376	382,118
人件費支出	344,909,741	344,649,178	260,563
役員報酬支出	2,494,500	2,401,506	92,994
給料支出	127,474,676	127,341,970	132,706
賃金支出	82,271,042	82,270,090	952
職員手当支出	68,607,626	68,607,089	537
福利厚生支出	45,965,493	45,932,119	33,374
賞与引当金繰入額支出	18,096,404	18,096,404	0
事業経費支出	193,105,753	192,984,198	121,555
諸謝金支出	6,981,300	6,943,900	37,400
旅費交通費支出	501,000	500,330	670
消耗品費支出	8,592,427	8,591,894	533
燃料費支出	1,609,000	1,608,761	239
会議費支出	216,695	193,184	23,511
光熱水料費支出	54,650,491	54,650,170	321
印刷製本費支出	1,117,665	1,106,405	11,260
修繕費支出	5,355,000	5,353,397	1,603
医薬材料費支出	30,000	26,284	3,716
通信運搬費支出	2,097,778	2,097,063	715
減価償却費支出	709,800	709,800	0
手数料支出	3,206,007	3,175,636	30,371
保険料支出	1,990,910	1,987,340	3,570
委託費支出	74,697,500	74,696,942	558
賃借料支出	13,236,780	13,234,492	2,288
負担金支出	179,000	178,800	200
広告料支出	251,400	251,400	0
租税公課支出	17,683,000	17,678,400	4,600
管理費支出	13,937,456	13,838,866	98,590
人件費支出	11,996,259	11,898,615	97,644
役員報酬支出	2,494,500	2,401,506	92,994
給料支出	3,537,324	3,533,641	3,683
賃金支出	2,282,958	2,282,932	26
職員手当支出	1,903,809	1,903,794	15

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
福利厚生支出	1,275,507	1,274,581	926
賞与引当金繰入額支出	502,161	502,161	0
管理経費支出	1,941,197	1,940,251	946
旅費交通費支出	122,030	121,780	250
消耗品費支出	238,433	238,418	15
会議費支出	6,013	5,361	652
光熱水料費支出	1,516,509	1,516,500	9
通信運搬費支出	58,212	58,192	20
事業活動支出計	551,952,950	551,472,242	480,708
事業活動収支差額	0	0	0
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0

正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業活動収入	551,472,242	504,156,393	47,315,849
基本財産運用収入	39,689	58,338	△ 18,649
基本財産利息収入	39,689	58,338	△ 18,649
協定事業収入	546,121,072	499,411,559	46,709,513
指定管理受託収入	545,700,172	499,003,759	46,696,413
講座受講料収入	420,900	407,800	13,100
自主事業収入	5,037,050	4,378,678	658,372
講師派遣収入	248,300	136,478	111,822
事業受託収入	4,471,000	4,175,000	296,000
助成金収入	317,750	67,200	250,550
雑収入	274,431	307,818	△ 33,387
受取利息	20,801	19,498	1,303
雑収入	253,630	288,320	△ 34,690
経常収益計	551,472,242	504,156,393	47,315,849
(2) 経常費用			
事業費	537,633,376	490,426,273	47,207,103
人件費	344,649,178	299,722,659	44,926,519
役員報酬	2,401,506	1,041,935	1,359,571
給料	127,341,970	116,857,832	10,484,138
賃金	82,270,090	78,470,964	3,799,126
職員手当	68,607,089	63,907,577	4,699,512
福利厚生	45,932,119	39,444,351	6,487,768
賞与引当金繰入額	18,096,404	0	18,096,404
事業経費	192,984,198	190,703,614	2,280,584
諸謝金	6,943,900	6,989,100	△ 45,200
旅費交通費	500,330	484,245	16,085
消耗品費	8,591,894	9,074,763	△ 482,869
燃料費	1,608,761	1,637,166	△ 28,405
会議費	193,184	177,187	15,997
光熱水料費	54,650,170	47,971,661	6,678,509
印刷製本費	1,106,405	1,008,802	97,603
修繕費	5,353,397	9,188,260	△ 3,834,863
医薬材料費	26,284	39,212	△ 12,928
通信運搬費	2,097,063	2,390,756	△ 293,693
減価償却費	709,800	0	709,800
手数料	3,175,636	2,806,770	368,866
保険料	1,987,340	1,977,237	10,103
委託費	74,696,942	75,619,735	△ 922,793
賃借料	13,234,492	15,495,360	△ 2,260,868
負担金	178,800	243,780	△ 64,980
広告料	251,400	249,480	1,920
租税公課	17,678,400	15,350,100	2,328,300
管理費	13,838,866	13,730,120	108,746
人件費	11,898,615	11,554,507	344,108
役員報酬	2,401,506	1,041,935	1,359,571
給料	3,533,641	4,113,009	△ 579,368
賃金	2,282,932	2,761,918	△ 478,986

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
職員手当	1,903,794	2,249,335	△ 345,541
福利厚生	1,274,581	1,388,310	△ 113,729
賞与引当金繰入額	502,161	0	502,161
管理経費	1,940,251	2,175,613	△ 235,362
旅費交通費	121,780	119,557	2,223
消耗品費	238,418	281,340	△ 42,922
会議費	5,361	4,659	702
光熱水料費	1,516,500	1,688,444	△ 171,944
通信運搬費	58,192	81,613	△ 23,421
経常費用計	551,472,242	504,156,393	47,315,849
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0
III 正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0

財 産 目 録

平成26年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	46,254,275		
現金手許有高	273,984		
普通預金一般会計	45,198,027		
普通預金助成金	147		
普通預金外部事業収入	782,117		
未収金	233,740		
流動資産合計		46,488,015	
2. 固定資産			
基本財産			
定期預金	50,000,000		
南都銀行	10,000,000		
りそな銀行	10,000,000		
住友信託銀行	10,000,000		
近畿労働金庫	10,000,000		
奈良県農協	10,000,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他固定資産			
リース資産	3,407,040		
その他固定資産合計	3,407,040		
固定資産合計		53,407,040	
資産合計			99,895,055
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	25,391,892		
預り金	2,497,558		
所得税	23,983		
健康保険	903,933		
厚生年金	1,423,014		
源泉徴収預り金	146,628		
賞与引当金	18,598,565		
リース債務	851,760		
流動負債合計		47,339,775	
2. 固定負債			
リース債務	2,555,280		
固定負債合計		2,555,280	
負債合計			49,895,055
正味財産			50,000,000

役 員

(平成26年3月31日現在)

理 事 長	津 山 恭 之	(非常勤)
副 理 事 長	福 岡 義 郎	(非常勤)
常 務 理 事	中 島 俊 文	(常 勤)
理 事	倍 巖 良 明	(非常勤)
理 事	羽 山 太 郎	(非常勤)
理 事	東 出 和 彦	(非常勤)
理 事	森 村 和 枝	(非常勤)
理 事	八 木 正 一	(非常勤)
理 事	神 田 義 隆	(非常勤)
監 事	中 村 敏 彦	(非常勤)
監 事	青 木 幸 子	(非常勤)

一般財団法人奈良市総合財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の経営状況を次のとおり報告する。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成25年度事業報告書

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

1. 事業概要

一般財団法人奈良市総合財団は、統合した7つの財団法人の設立趣旨及び活動内容を踏まえ、それぞれが果たしてきた役割をより効率的・効果的に担っていくため設立され、平成24年4月より事業を開始した。

統合前の各財団法人が積み重ねてきた実績及び培ってきた知識や経験、技術を有する人材等の経営資源を戦略的に活用し、多様化する市民ニーズに応え、もって文化の創造及び福祉の増進に寄与するため、文化・スポーツ・武道の普及振興事業、「ならまち」・「都祁地域」の歴史・文化資産等を活用した地域振興事業及び中小企業勤労者に対する福祉事業を行った。

2. 事業実施内容

事業を実施するにあたり、各施設の設立趣旨及び活動内容を踏まえ、「文化事業グループ」「スポーツ・武道事業グループ」「まちづくり振興事業グループ」の3グループ体制で事業を推進した。

【文化事業グループ】

(指定管理施設)

管理施設の設置目的を達成するため、適正かつ効率的な管理運営を行った。

なら100年会館	入館者数	230,436人
奈良市美術館	入館者数	74,368人
奈良市北部会館市民文化ホール	入館者数	132,196人
奈良市杉岡華邨書道美術館	入館者数	8,505人
奈良市勤労者総合福祉センター	入館者数	69,273人

(文化振興事業)

豊かな市民文化の形成を図り、鑑賞・創造・学習を柱に市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与するための事業を実施した。

なら100年会館 万葉オペラ・ラボ等の主催・共催による演奏会や各種教室を開催した。

開催回数410回 参加人数43,252人

奈良市美術館 奈良市児童生徒作品展等の主催・共催による作品展や各種講座を開催した。

開催回数20回 参加人数21,216人

奈良市北部会館市民文化ホール 高の原文化講座をはじめ各種教室やコンサートを開催した。

開催回数984回 参加人数30,788人

奈良市杉岡華邨書道美術館 杉岡華邨追悼展等の企画展、館蔵品展や書道文化講座を開催した。

開催回数13回 参加人数9,209人

(中小企業勤労者の福利厚生事業)

奈良市勤労者総合福祉センター 各種教室やトレーニング指導を開催した。

開催回数72回 参加人数10,137人

勤労者福祉サービスセンター事業部門 勤労者の福祉の向上と生活の安定を図り、明るく楽しい職場づくりと事業所の発展に寄与するための事業を実施した。具体的には、市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行うとともに、加入の促進を図った。また、福利厚生事業として会員及びその家族を対象に、日帰りバスツアーや施設割引利用、会員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康維持・健康増進及び文化各種教室の受講費補助を行う健康管理事業並びに貸付斡旋事業を実施した。

開催回数14回 参加人数1,444人

【スポーツ・武道事業グループ】

(指定管理施設)

管理施設の設置目的を達成するため、適正かつ効率的な管理運営を行った。

奈良市鴻ノ池陸上競技場、奈良市中央体育館、奈良市中央第二体育館、奈良市西部生涯スポーツセンター体育館、奈良市南部生涯スポーツセンター体育館、奈良市鴻ノ池球場、奈良市緑ヶ丘球場、奈良市柏木球技場、奈良市平城第一球技場、奈良

市平城第二球技場、奈良市黒谷球技場、奈良市中ノ川球技場、奈良市奈良阪球技場、奈良市登美ヶ丘球技場、奈良市西部生涯スポーツセンター球技場、奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場、奈良市南部生涯スポーツセンター球技場、奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス、奈良市柏木コート、奈良市平城第一コート、奈良市平城第二コート、奈良市黒谷コート、奈良市鴻ノ池コート、奈良市青山コート、奈良市佐保山コート、奈良市西部生涯スポーツセンターコート、奈良市南部生涯スポーツセンターコート、奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール、奈良市青山プール、奈良市中央武道場、奈良市中央第二武道場、奈良市弓道場、奈良市鴻ノ池相撲場

以上34施設、利用者人数1,213,764人

(スポーツ普及振興事業・武道普及振興事業)

市民への体育・スポーツ・武道の普及振興を図ることにより、健全な心身の維持・発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に施設運営を行った。

またスポーツ・武道人口の拡大を図るために各種教室事業も行った。

スポーツ普及振興事業 開催回数970回 参加人数24,147人

武道普及振興事業 開催回数996回 参加人数31,296人

【まちづくり振興事業グループ】

(指定管理施設)

管理施設の設置目的を達成するため、適正かつ効率的な管理運営を行った。

奈良市ならまちセンター	入館者数	149,895人
奈良市音声館	入館者数	62,446人
なら工芸館	入館者数	43,252人
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入館者数	47,273人
奈良市ならまち格子の家	入館者数	76,490人
奈良市都祁交流センター	入館者数	13,486人
奈良市都祁体育館	利用者数	5,558人
奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	利用者数	1,854人
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	利用者数	8,368人
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	利用者数	360人

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス 利用者数 46人

(ならまち振興事業)

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域の文化振興・活性化のための事業及び調査研究・広報啓発事業を実施した。

ならまち振興事業部門 文化振興・地域活性化・調査研究・広報啓発を目的とした各事業として、講座・展示会・わらべうたフェスタ・伝統文化鑑賞会・マップ制作などを実施し、受託事業として町家バンク・ナイトカルチャーを実施した。

開催回数65回 参加延べ人数27,980人

奈良市ならまちセンター 主催・地域との共催事業として野外コンサート・落語会・講座等を開催した。

開催回数88回 参加延べ人数10,145人

奈良市音声館 ならまちわらべうた教室・創作ミュージカル・わらべうた遊び講師派遣等を実施した。

開催回数400回 参加延べ人数22,897人

なら工芸館 工芸教室・工芸フェスティバル等を開催し、伝統工芸後継者育成制度による研修を実施した。

開催回数199回 参加延べ人数63,582人

入江泰吉記念奈良市写真美術館 展示会・写真教室、ワークショップ等による写真普及活動、収蔵フィルムの劣化抑制処理等を実施した。

開催回数128回 参加延べ人数148,631人

奈良市ならまち格子の家 来訪者に対する案内業務（受付やならまち観光の見所紹介）、「ならまちの歴史と町並み紹介」の常設展示、ならまち振興事業部門自主事業による伝統文化鑑賞会やパネル展等を実施した。

(都祁地域振興事業)

文化振興事業として、市民の文化芸術の振興と都祁地域や市街地住民との交流促進に努め、生涯スポーツ宣言地域として各種クラブ団体等による幅広い活用を図った。

奈良市都祁交流センター等3施設 年齢層別の各種教室を開催し、音楽の里づくり事業（アウトリーチ事業）を実施した。

開催回数 2 2 回 参加延べ人数 5 1 1 人

貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	120,582,853	134,192,739	△ 13,609,886
現金	3,903,247	3,586,603	316,644
普通預金	116,679,606	128,278,564	△ 11,598,958
郵便貯金	0	2,327,572	△ 2,327,572
未収金	7,969,297	5,414,009	2,555,288
前払金	2,564,431	2,267,945	296,486
商品	2,274,690	3,200,599	△ 925,909
売掛金	0	380,850	△ 380,850
たな卸資産	1,317,114	1,219,542	97,572
流動資産合計	134,708,385	146,675,684	△ 11,967,299
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(2) 特定資産			
減価償却引当預金	2,718,087	2,645,071	73,016
書道芸術振興積立金	39,216,016	42,303,617	△ 3,087,601
永年在会給付事業積立預金	21,349,742	18,901,742	2,448,000
運営基金積立準備預金	6,577,291	6,382,291	195,000
共済事業引当預金	4,219,823	4,581,173	△ 361,350
記念事業費積立預金	8,089,263	4,089,263	4,000,000
特定資産合計	82,170,222	78,903,157	3,267,065
(3) その他固定資産			
車両運搬具	109,527	182,543	△ 73,016
什器備品	111,325	257,811	△ 146,486
その他固定資産合計	220,852	440,354	△ 219,502
固定資産合計	132,391,074	129,343,511	3,047,563
資産合計	267,099,459	276,019,195	△ 8,919,736
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	0	735,602	△ 735,602
未払金	68,640,953	47,707,974	20,932,979
前受金	2,375,000	2,933,100	△ 558,100
預り金	42,831,767	71,694,844	△ 28,863,077
流動負債合計	113,847,720	123,071,520	△ 9,223,800
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	113,847,720	123,071,520	△ 9,223,800

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	86,003,617	95,503,617	△ 9,500,000
指定正味財産合計	86,003,617	95,503,617	△ 9,500,000
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(36,003,617)	(42,303,617)	(△ 6,300,000)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	67,248,122	57,444,058	9,804,064
(うち特定資産への充当額)	(46,166,605)	(36,599,540)	(9,567,065)
正味財産合計	153,251,739	152,947,675	304,064
負債及び正味財産合計	267,099,459	276,019,195	△ 8,919,736

収 支 計 算 書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	44,000	44,709	△ 709
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	18,000	13,407	4,593
③ 受取入会金			
受取入会金	195,000	213,000	△ 18,000
④ 受取会費			
受取会費	37,881,000	38,732,700	△ 851,700
⑤ 事業収益			
入場料収益	69,686,000	18,551,856	51,134,144
共催金収益	7,539,000	8,771,140	△ 1,232,140
受講料収益	76,882,000	60,908,788	15,973,212
協賛金収益	2,050,000	1,970,000	80,000
出品料収益	707,000	705,962	1,038
参加費収益	1,950,000	1,264,993	685,007
普及事業収益	20,000	71,107	△ 51,107
小売業収益	9,355,000	7,885,563	1,469,437
その他収益	841,000	1,067,364	△ 226,364
⑥ 受取補助金等			
受取指定管理料	1,273,464,000	1,246,234,439	27,229,561
受取地方公共団体補助金	122,740,000	113,646,536	9,093,464
事業受託収益	18,900,000	17,047,183	1,852,817
受取民間助成金	2,900,000	1,730,000	1,170,000
⑦ 受取負担金			
受取負担金	38,813,000	32,325,018	6,487,982
⑧ 受取寄付金			
受取寄付金	6,300,000	6,300,000	0
受取寄付金等振替額	3,200,000	3,200,000	0
⑨ 雑収益			
受取利息	117,000	63,975	53,025
雑収益	8,035,000	7,891,967	143,033
経常収益計	1,681,637,000	1,568,639,707	112,997,293
(2) 経常費用			
① 事業費			
役員報酬	96,000	0	96,000
給料手当	566,392,000	554,985,996	11,406,004
臨時雇賃金	30,721,000	29,825,452	895,548
福利厚生費	103,475,000	99,784,180	3,690,820
旅費交通費	2,478,000	1,581,270	896,730
通信運搬費	9,655,000	8,510,467	1,144,533
減価償却費	136,000	131,597	4,403
消耗什器備品費	3,614,000	3,371,828	242,172
消耗品費	33,360,000	28,313,990	5,046,010
修繕費	22,578,000	21,232,593	1,345,407

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
印刷製本費	17,862,000	12,983,744	4,878,256
燃料費	2,901,000	2,647,791	253,209
光熱水料費	268,255,000	267,981,212	273,788
賃借料	44,073,000	34,804,978	9,268,022
保険料	8,539,000	7,821,569	717,431
諸謝金	50,200,000	42,187,069	8,012,931
租税公課	35,259,000	31,066,607	4,192,393
支払負担金	3,757,000	3,616,665	140,335
支払助成金	66,763,000	55,614,772	11,148,228
支払寄付金	1,423,000	1,405,421	17,579
委託費	339,402,000	290,948,958	48,453,042
会議費	244,000	112,560	131,440
支払手数料	10,576,000	5,868,045	4,707,955
広告宣伝費	3,573,000	2,798,346	774,654
仕入	2,308,000	2,307,288	712
原材料費	1,136,000	1,113,425	22,575
医薬材料費	1,235,000	1,167,914	67,086
雑費	1,922,000	330,441	1,591,559
② 管理費			
役員報酬	6,364,000	6,017,368	346,632
給料手当	29,351,000	27,232,492	2,118,508
臨時雇賃金	1,673,000	0	1,673,000
福利厚生費	6,417,000	6,350,615	66,385
旅費交通費	116,000	32,230	83,770
通信運搬費	484,000	277,999	206,001
減価償却費	88,000	87,905	95
消耗什器備品費	100,000	99,750	250
消耗品費	533,000	530,806	2,194
印刷製本費	80,000	78,225	1,775
燃料費	35,000	28,956	6,044
光熱水料費	68,000	67,597	403
賃借料	3,084,000	3,083,110	890
保険料	10,000	5,230	4,770
諸謝金	720,000	240,000	480,000
租税公課	184,000	183,900	100
支払負担金	198,000	197,175	825
委託費	2,688,000	1,577,100	1,110,900
支払手数料	232,000	231,007	993
經常費用計	1,684,358,000	1,558,835,643	125,522,357
評価損益等調整前当期經常増減額	△ 2,721,000	9,804,064	△ 12,525,064
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	△ 2,721,000	9,804,064	△ 12,525,064

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,721,000	9,804,064	△ 12,525,064
当期一般正味財産増減額	△ 2,721,000	9,804,064	△ 12,525,064
一般正味財産期首残高	57,444,000	57,444,058	△ 58
一般正味財産期末残高	54,723,000	67,248,122	△ 12,525,122
II 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	9,500,000	9,500,000	0
当期指定正味財産増減額	△ 9,500,000	△ 9,500,000	0
指定正味財産期首残高	95,503,000	95,503,617	△ 617
指定正味財産期末残高	86,003,000	86,003,617	△ 617
III 正味財産期末残高	140,726,000	153,251,739	△ 12,525,739

正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	44,709	38,723	5,986
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	13,407	2,506	10,901
③ 受取入会金			
受取入会金	213,000	214,000	△ 1,000
④ 受取会費			
受取会費	38,732,700	38,275,600	457,100
⑤ 事業収益			
入場料収益	18,551,856	39,801,640	△ 21,249,784
観覧料収益	0	103,000	△ 103,000
共催金収益	8,771,140	7,279,600	1,491,540
受講料収益	60,908,788	65,854,024	△ 4,945,236
協賛金収益	1,970,000	1,025,000	945,000
出品料収益	705,962	0	705,962
参加費収益	1,264,993	1,395,200	△ 130,207
普及事業収益	71,107	0	71,107
小売業収益	7,885,563	41,293,029	△ 33,407,466
食料品製造業収益	0	26,459,868	△ 26,459,868
受取手数料	0	249,130	△ 249,130
農地管理事業収益	0	89,532	△ 89,532
その他収益	1,067,364	326,201	741,163
⑥ 受取補助金等			
受取指定管理料	1,246,234,439	1,212,685,415	33,549,024
受取地方公共団体補助金	113,646,536	106,017,823	7,628,713
事業受託収益	17,047,183	17,181,355	△ 134,172
受取民間助成金	1,730,000	5,100,000	△ 3,370,000
⑦ 受取負担金			
受取負担金	32,325,018	31,348,685	976,333
⑧ 受取寄付金			
受取寄付金	6,300,000	61,786,264	△ 55,486,264
受取寄付金等振替額	3,200,000	0	3,200,000
⑨ 雑収益			
受取利息	63,975	56,956	7,019
雑収益	7,891,967	9,174,788	△ 1,282,821
経常収益計	1,568,639,707	1,665,758,339	△ 97,118,632
(2) 経常費用			
① 事業費			
役員報酬	0	28,000	△ 28,000

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
給料手当	554,985,996	572,311,993	△ 17,325,997
臨時雇賃金	29,825,452	34,051,744	△ 4,226,292
福利厚生費	99,784,180	98,456,201	1,327,979
旅費交通費	1,581,270	1,683,990	△ 102,720
通信運搬費	8,510,467	9,633,519	△ 1,123,052
減価償却費	131,597	443,211	△ 311,614
消耗什器備品費	3,371,828	1,688,649	1,683,179
消耗品費	28,313,990	27,340,955	973,035
修繕費	21,232,593	13,501,468	7,731,125
印刷製本費	12,983,744	14,819,246	△ 1,835,502
燃料費	2,647,791	2,934,950	△ 287,159
光熱水料費	267,981,212	248,972,539	19,008,673
賃借料	34,804,978	42,233,602	△ 7,428,624
保険料	7,821,569	8,484,909	△ 663,340
諸謝金	42,187,069	39,495,648	2,691,421
租税公課	31,066,607	2,479,321	28,587,286
支払負担金	3,616,665	3,765,023	△ 148,358
支払助成金	55,614,772	55,663,297	△ 48,525
支払寄付金	1,405,421	2,597,350	△ 1,191,929
委託費	290,948,958	343,324,696	△ 52,375,738
会議費	112,560	126,073	△ 13,513
支払手数料	5,868,045	7,750,672	△ 1,882,627
広告宣伝費	2,798,346	2,278,500	519,846
仕入	2,307,288	2,010,870	296,418
材料費	0	21,154,435	△ 21,154,435
製造経費	0	8,507,025	△ 8,507,025
原材料費	1,113,425	1,095,050	18,375
医薬材料費	1,167,914	1,016,110	151,804
雑費	330,441	340,290	△ 9,849
② 管理費			
役員報酬	6,017,368	1,588,780	4,428,588
給料手当	27,232,492	20,594,917	6,637,575
臨時雇賃金	0	1,677,880	△ 1,677,880
福利厚生費	6,350,615	3,933,207	2,417,408
旅費交通費	32,230	64,840	△ 32,610
通信運搬費	277,999	207,748	70,251
減価償却費	87,905	234,412	△ 146,507
消耗什器備品費	99,750	277,620	△ 177,870
消耗品費	530,806	1,109,924	△ 579,118
印刷製本費	78,225	2,514,645	△ 2,436,420
燃料費	28,956	4,366	24,590
光熱水料費	67,597	0	67,597
賃借料	3,083,110	3,274,631	△ 191,521
保険料	5,230	39,000	△ 33,770
諸謝金	240,000	698,000	△ 458,000
租税公課	183,900	168,500	15,400

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
支払負担金	197,175	37,000	160,175
委託費	1,577,100	3,991,100	△ 2,414,000
支払手数料	231,007	84,445	146,562
経常費用計	1,558,835,643	1,608,690,351	△ 49,854,708
評価損益等調整前当期経常増減額	9,804,064	57,067,988	△ 47,263,924
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	9,804,064	57,067,988	△ 47,263,924
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	9,804,064	57,067,988	△ 47,263,924
当期一般正味財産増減額	9,804,064	57,067,988	△ 47,263,924
一般正味財産期首残高	57,444,058	376,070	57,067,988
一般正味財産期末残高	67,248,122	57,444,058	9,804,064
II 指定正味財産増減の部			
① 受取寄付金			
受取寄付金	0	101,149,430	△ 101,149,430
② 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	9,500,000	8,645,813	854,187
当期指定正味財産増減額	△ 9,500,000	92,503,617	△ 102,003,617
指定正味財産期首残高	95,503,617	3,000,000	92,503,617
指定正味財産期末残高	86,003,617	95,503,617	△ 9,500,000
III 正味財産期末残高	153,251,739	152,947,675	304,064

財 産 目 録

平成26年3月31日現在

(単位：円)

	科 目	金 額
(流動資産)	現金預金	
	現金	3,903,247
	普通預金	
	南都銀行	114,236,031
	ゆうちょ銀行	2,443,575
	未収金	7,969,297
	前払金	2,564,431
	商品	2,274,690
	たな卸資産	1,317,114
流動資産合計		134,708,385
(固定資産)	基本財産	
	定期預金	
	南都銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農業協同組合	10,000,000
	奈良信用金庫	10,000,000
	ゆうちょ銀行	10,000,000
	特定資産	
	減価償却引当預金	2,718,087
	書道芸術振興積立金	39,216,016
	永年在会給付事業積立預金	21,349,742
	運営基金積立準備預金	6,577,291
	共済事業引当預金	4,219,823
	記念事業費積立預金	8,089,263
	その他固定資産	
	車両運搬具	109,527
什器備品	111,325	
固定資産合計		132,391,074
資産合計		267,099,459
(流動負債)	未払金	68,640,953
	前受金	2,375,000
	預り金	42,831,767
流動負債合計		113,847,720
(固定負債)		0
固定負債合計		0
負債合計		113,847,720
正味財産		153,251,739

役 員

(平成26年3月31日現在)

理事 (理事長)	津 山 恭 之	(非常勤)
理事 (副理事長)	福 井 重 忠	(非常勤)
理事 (専務理事)	西 久 保 繁 巳	(非常勤)
理事 (常務理事)	安 部 龍 介	(常 勤)
理 事	金 春 康 之	(非常勤)
理 事	松 山 隆	(非常勤)
理 事	佐 伯 加 代 子	(非常勤)
理 事	向 井 良 子	(非常勤)
理 事	末 廣 隆	(非常勤)
理 事	新 司 正 人	(非常勤)
理 事	森 本 哲 次	(非常勤)
理 事	岩 井 秀 臣	(非常勤)
理 事	今 西 尚 子	(非常勤)
理 事	森 誠 康	(非常勤)
監 事	岡 本 善 英	(非常勤)
監 事	藤 永 明 範	(非常勤)

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成26年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成26年5月27日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 平成26年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成26年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成26年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ589,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ609,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 諸 収 入		13,744 ^{千円}	589,510 ^{千円}	603,254 ^{千円}
	1. 雑 入	13,744	589,510	603,254
歳 入 合 計		20,000	589,510	609,510

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		－ ^{千円}	589,510 ^{千円}	589,510 ^{千円}
	1. 繰上充用金	－	589,510	589,510
歳 出 合 計		20,000	589,510	609,510

1. 総括
 1. 住宅新築資金等貸付金特別会計
 (1)住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第1号)

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 諸収入	13,744	589,510	603,254
歳入合計	20,000	589,510	609,510

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
3 繰上充用金	—	589,510	589,510	—	589,510	—
歳出合計	20,000	589,510	609,510	—	589,510	—

2. 歳入
第2款 諸収入

第1項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 回収管理組合返戻金	13,744	589,510	603,254	元利金返戻金	589,510	滞納繰越分
計	13,744	589,510	603,254			

住宅新築資金等貸付金特別会計

3. 歳出
第3款 繰上充用金

第1項 繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 繰上充用金	—	589,510	589,510	589,510 (内訳) 特定財源 諸収入 589,510	22 補償補填及び 賠償金	589,510	住宅新築資金等貸付金繰上充用金
計	—	589,510	589,510	特定財源 589,510 一般財源 0			

住宅新築資金等貸付金特別会計

特別会計性質別経費総括表

(単位:千円)

会計 性質区分	住宅新築資金等貸付金
繰上充用金	589,510
計	589,510

その他経費の内訳表

附表 2

(単位:千円)

節 会計及び款	補償補填及び賠償金	計
住宅新築資金等貸付金	589,510	589,510

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 改良住宅明渡しに関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成26年4月28日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 改良住宅明渡しに関する訴えの提起について

改良住宅明渡しに関する訴えの提起について

本市は、改良住宅の明渡しを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 改良住宅を明渡し、かつ奈良市改良住宅条例第5条で準用する奈良市営住宅条例第38条第3項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別表

番号	住所	氏名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年2月11日午前8時20分頃、奈良市疋田町二丁目地内において発生した、本市の公用車が門扉、格子フェンス及びブロック塀に接触し破損させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 354,900円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年4月22日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年2月26日午後2時30分頃、奈良市大安寺西1丁目1000番地内において発生した、本市の公用車が駐車中の相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 52,245円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年4月25日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年3月23日午後8時10分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の自動二輪車が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 14,355円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年5月7日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年3月22日午後7時頃、奈良市長谷町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車の左後輪等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 87,108円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年5月21日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年4月2日午後5時30分頃、奈良市環境清美センター内において発生した、本市の公用車と相手方の軽自動車が接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 78,670円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市税条例の一部改正について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適

合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第26条第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第28条の5第2項を次のように改める。

2 第62条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第62条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第28条の5第3項を削る。

附則第28条の5の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第28条の10（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第35条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税

については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第35条の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年5月15日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年2月11日午後4時45分頃、奈良市月ヶ瀬桃香野地内において、落石により、走行していた相手方の普通自動車が損壊し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1,384,865円

平成26年度奈良市一般会計
補正予算（第1号）

平成26年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ62,627千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,062,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		22,789,106 ^{千円}	9,323 ^{千円}	22,798,429 ^{千円}
	3. 国庫委託金	112,904	9,323	122,227
20. 繰越金		－	50,000	50,000
	1. 繰越金	－	50,000	50,000
21. 諸収入		3,307,372	3,304	3,310,676
	4. 雑収入	1,763,578	3,304	1,766,882
歳入合計		126,000,000	62,627	126,062,627

(注) 「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		53,191,536 ^{千円}	50,000 ^{千円}	53,241,536 ^{千円}
	1. 社会福祉費	23,550,751	50,000	23,600,751
10. 消防費		4,394,717	3,304	4,398,021
	1. 消防費	4,394,717	3,304	4,398,021
11. 教育費		12,616,350	9,323	12,625,673
	1. 教育総務費	2,782,718	9,323	2,792,041
歳出合計		126,000,000	62,627	126,062,627

1. 総括
 1. 一般
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	22,789,106	9,323	22,798,429
20 繰越金	—	50,000	50,000
21 諸収入	3,307,372	3,304	3,310,676
歳入合計	126,000,000	62,627	126,062,627

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				特	地方債	その他		
国県支出金								
3 民生費	53,191,536	50,000	53,241,536				50,000	
10 消防費	4,394,717	3,304	4,398,021			3,304	—	
11 教育費	12,616,350	9,323	12,625,673	9,323			—	
歳出合計	126,000,000	62,627	126,062,627	9,323		3,304	50,000	
				一般財源内訳		繰越金		50,000

2. 歳入

第15款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 教育費国庫委託金	4,036	9,323	13,359	1 教育振興費委託金	9,323	日本・ユネスコパートナーシップ事業委託金 2,535 学校施設防災強化プロジェクト事業委託金 5,661 学校運営協議会推進事業委託金 1,127
計	112,904	9,323	122,227			

第15款 国庫支出金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	—	50,000	50,000	1 繰越金	50,000	歳計剰余繰越金
計	—	50,000	50,000			

第20款 繰越金

第21款 諸収入

第4項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 雑入	1,763,412	3,304	1,766,716	9 消防費雑入	3,304	消防団員等公務災害補償及び共済基金収入
計	1,763,578	3,304	1,766,882			

第21款 諸収入

3. 歳出
第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 老人福祉費	1,404,360	50,000	1,454,360	一般財源 50,000	20 扶助費	50,000	老春手帳優遇措置事業経費
計	23,550,751	50,000	23,600,751	特定財源 0 一般財源 50,000			

第3款 民生費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 非常備消防費	141,841	3,304	145,145	3,304 特定財源 (内訳) 諸収入 3,304	3,304	5 災害補償費	3,304 消防団運営経費
計	4,394,717	3,304	4,398,021	3,304 特定財源 一般財源 0			

第10款 消防費

第 11 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 教育振興費	1,268,634	9,323	1,277,957	9,323 特定財源	43 共済費	43 教育指導推進経費	5,661
				(内訳) 国庫支出金	7 賃金	289 学校教育検討推進経費	1,127
					8 報償費	860	
					9 旅費	5,459 世界遺産学習推進経費	
				9,323	11 需用費	2,028	2,535
					12 役務費	150	
					14 使用料及び賃借料	494	
計	2,782,718	9,323	2,792,041	特定財源 一般財源 0			

第11款 教育費

一般会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

性質区分	款	民 生 費	消 費 防 費	教 育 費	合 計
扶 助 費		50,000			50,000
物 件 費			3,304	8,363	11,667
補 助 費 等				960	960
計		50,000	3,304	9,323	62,627

物件費の内訳表

(単位:千円)

附表 1

節 会計 及び款	共 済 費	災 害 補 償 費	旅 金	需 用 費	細 節				役 務 費	通 信 運 搬 費	使 用 料 及 び 借 料	計
					消 耗 品 費	食 糧 費	印 刷 製 本 費	費				
消 防 費		3,304										3,304
教 育 費	43		289	5,459	1,314	36	678	50	50	494		8,363
一 般 会 計 合 計	43	3,304	289	5,459	1,314	36	678	50	50	494		11,667

その他経費の内訳表

(単位:千円)

附表 2

節 会計 及び款	報 償 費	役 務 費	細 節		扶 助 費	計
			保 險 料	費		
民 生 費					50,000	50,000
教 育 費	860	100	100			960
一 般 会 計 合 計	860	100	100		50,000	50,960

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第107の2項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

薬事法の一部改正に伴い生じる引用条文の項ずれを修正しようとするものである。

奈良市税条例等の一部改正について

奈良市税条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもつて」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもつて、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第19条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第23条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第45条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第47条の3第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第63条及び第65条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第90条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に

改め、同号エ中「2, 500円」を「3, 700円」に改め、同条第2号ア中「2, 400円」を「3, 600円」に改め、同号イ中「3, 100円」を「3, 900円」に改め、同号ウ中「5, 500円」を「6, 900円」に、「7, 200円」を「10, 800円」に、「3, 000円」を「3, 800円」に、「4, 000円」を「5, 000円」に改め、同号エを削り、同条第3号ア中「1, 600円」を「2, 400円」に改め、同号イ中「4, 700円」を「5, 900円」に改め、同条第4号中「4, 000円」を「6, 000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第7条の4中「附則第28条の3の2第1項」を「附則第28条の3第1項」に改める。

附則第21条及び第22条を次のように改める。

第21条 削除

（軽自動車税の税率の特例）

第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月
から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第9
0条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号	3, 900円	4, 600円
	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第28条の2第1項中「第19条及び第22条」を「第19条第1項及び第2項

並びに第22条」に改める。

附則第28条の2の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第28条の2の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第28条の5の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第28条の6から第28条の7までを削り、附則第28条の8を附則第28条の6とし、附則第28条の9を附則第28条の7とし、附則第28条の10を附則第28条の8とする。

(奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成25年奈良市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「改正規定」の次に「（附則第28条の3の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第2条第1項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加え、同条第2項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市税条例第23条の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中奈良市税条例附則第4条の2及び第28条の2の3第2項の改正規定、附

則第28条の6から第28条の7までを削り、附則第28条の8を附則第28条の6とし、附則第28条の9を附則第28条の7とし、附則第28条の10を附則第28条の8とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日

(3) 第1条中奈良市税条例第90条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）附則第22条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

(4) 第1条中奈良市税条例第19条第5項及び附則第28条の5の2の改正規定 平成28年1月1日

(5) 第1条中奈良市税条例第13条、第45条、第47条の3第1項及び附則第22条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条（新条例附則第22条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(6) 第1条中奈良市税条例附則第7条の4、第28条の2第1項及び第28条の2の2第2項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成29年1月1日

(7) 第1条中奈良市税条例第63条及び第65条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第28条の2の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例附則第7条の4及び第28条の2第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第28条の2の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始

する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第23条の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第90条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第22条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日以前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第22条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第90条及び新条例附則第22条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第90条第2号	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円

	5,000円	4,000円
新条例附則第22条の表以外の部分	第90条	奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条
新条例附則第22条の表第90条第2号の項	第90条第2号	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率の引上げ等所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市立保育所設置条例の一部改正について

奈良市立保育所設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表帯解保育園の項中「奈良市柴屋町20番地」を「奈良市田中町412番地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

帯解保育園の園舎の建替工事期間中、帯解幼稚園で保育を行うため、同保育園の位置を改めようとするものである。

奈良市立応急診療所条例の一部改正について

奈良市立応急診療所条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例

奈良市立応急診療所条例（昭和50年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市立休日歯科応急診療所の項中「奈良市二条大路南一丁目1番30号」を「奈良市左京五丁目3番地の1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

施設の老朽化等による休日歯科応急診療所の移転に伴い、改正しようとするものである。

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の一部
改正について

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例（平成25年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号ウ中「第208条の3」を「第208条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

刑法の一部改正に伴い生じる引用条文の条ずれを修正しようとするものである。

奈良市営住宅条例の一部改正について

奈良市営住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号オ中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ク(ア)中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号ク(イ)中「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 母子・父子世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のない者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。
- (3) 前項第2号から第7号までの条件

第6条第3項第2号ア中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7

項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 子育て世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があ
ること。

(2) 第1項第2号から第7号までの条件

第7条第1項中「第7項」を「第8項」に改め、同条第3項中「同条第7項」を「同条
第8項」に改める。

第9条第3項を削る。

第10条第1項中「又は第3項」を削る。

第15条中「7日」を「14日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第1号オの改正規定は、平
成26年10月1日から施行する。

(提案理由)

子育て世帯向けの入居優先枠を設定するほか、法改正等に伴う所要の規定の整備を行
うとするものである。

奈良市改良住宅条例の一部改正について

奈良市改良住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例

奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、「小集落地区等改良事業制度要綱」（昭和57年4月5日建設省住整発第26号）」を削る。

第5条第1項中「「小集落地区等改良事業制度要綱」を「「小集落地区等改良事業制度要綱等の廃止について」（平成14年3月29日国住整第1236号）による廃止前の「小集落地区等改良事業制度要綱」（昭和57年4月5日建設省住整発第26号）」に改める。

別表の2の表横井地区改良住宅第二集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

横井地区改良住宅第二集会所の廃止等に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 避難管理（第47条—第54条）」を

「第6章 避難管理（第47条—第54条）」を

「第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第54条の2・第54条の2の2）」に、「第

54条の2」を「第54条の2の3」に改める。

第19条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する
場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第20条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第22条第2項中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第23条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第54条の2を第54条の2の3とし、第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第54条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認め
るものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該

催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第54条の2の2 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第57条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに)、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第57条に次の1号を加える。

- (8) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

第61条に次の1号を加える。

- (4) 第54条の2の2第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第62条中「法人の代表者」を「法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人」に、「同条の罰金

刑」を「、同条の刑」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別表第7中「第54条の2」を「第54条の2の3」に改める。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の奈良市火災予防条例第54条の2及び第54条の2の2の規定は適用しない。

(提案理由)

消防法施行令の一部改正等に伴い、多数の者が集まる催しに際して対象火気器具等を使用する場合は消火器を準備することとするほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成26年6月9日提出

奈良市長 仲川元庸

1 物品の表示

名 称	種 類	数 量
消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車CD-I型	1 台

2 契約金額 30,564,000円

3 契約の相手方 奈良市古市町1354番地
株式会社若草商事
代表取締役 長田 雅三